

平成 16 年 1 月 27 日

各 位

住友信託銀行株式会社
(コード番号 8403)

四半期情報の開示について

当社の平成 16 年 3 月期 第 3 四半期 (平成 15 年 10 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日) における四半期情報について、お知らせします。

(注) 以下に記載する数値は、未監査です。

1. 金融再生法ベースの債権額 (単体)

銀行勘定

	(単位: 億円)		【ご参考】(単位: 億円)
	平成 15 年 12 月末	平成 15 年 6 月末	平成 15 年 9 月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	204	214	198
危険債権	1,129	1,568	1,179
要管理債権	1,481	1,540	1,789
合 計	2,814	3,321	3,165

元本補てん契約のある信託勘定

	(単位: 億円)		【ご参考】(単位: 億円)
	平成 15 年 12 月末	平成 15 年 6 月末	平成 15 年 9 月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	55	66	60
危険債権	158	146	157
要管理債権	330	383	343
合 計	543	595	561

銀行勘定・信託勘定合計

	(単位: 億円)		【ご参考】(単位: 億円)
	平成 15 年 12 月末	平成 15 年 6 月末	平成 15 年 9 月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	259	280	257
危険債権	1,288	1,713	1,336
要管理債権	1,811	1,922	2,132
合 計	3,358	3,916	3,726

(注) 上記の平成 15 年 12 月末および平成 15 年 6 月末(以下、四半期末)計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第 4 条に規定する各債権のカテゴリーにより分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末または中間決算期末に開示した計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」

開示区分

直近の年度または中間決算日における債務者区分()をベースとし、四半期末までに倒産・不渡等の客観的事実があった債務者に加え、延滞、債務超過、売上高や損益の大幅な増減等、重要な財務状況の変化が発生した債務者について債務者区分の見直しを行っております。

開示金額

四半期末については、四半期中の償却・引当見込額および担保処分見込額等の変動は勘案しておりませんが、回収等による増減額を勘案した四半期末時点における残高をベースとしております。

2. 「要管理債権」(「貸出条件緩和債権」と「3 カ月以上延滞債権」)

開示区分

直近の年度または中間決算日における債務者区分をベースとし、四半期末までに延滞、債務超過、売上高や損益の大幅な増減等、重要な財務状況の変化が発生した債務者について債務者区分の見直しを行い、四半期末に要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、新たに 3 カ月以上延滞となった債権、貸出条件を緩和したことを確認している債権について、見直しを行っています。

開示金額

貸出又は回収等の四半期中の増減額を勘案した四半期末時点における残高をベースとしております。

() 金融再生法開示区分と債権区分との関係

破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)

危険債権(破綻懸念先の債権)

要管理債権(要注意先のうち元本又は利払いが 3 カ月以上延滞しているか又は貸出条件を緩和している債権)

2. 要管理先債権、要管理先債権以外の要注意先債権、正常先債権の状況(自己査定区分)(単体)

銀行勘定・信託勘定合計

	(単位: 億円)		【ご参考】(単位: 億円)
	平成 15 年 12 月末	平成 15 年 6 月末	平成 15 年 9 月末
要 管 理 先 債 権	2,012	2,028	2,279
要管理先債権以外の要注意先債権	5,721	6,617	5,878
正 常 先 債 権	92,106	95,432	98,305

3. 自己資本比率(国際統一基準)

	平成 16 年 3 月末(予想値)	平成 15 年 9 月末(実績)
連 結 自 己 資 本 比 率	11%半ば()	12.10%
連 結 T i e r 比 率	6%後半	6.66%

(注) 1. 上記の予想値は経営環境に関する前提条件の変化等に伴い変動することがあります。

2. 算定における株価水準は、平成 15 年 12 月 1 ヶ月間の市場価格の平均を使用しております。

() 公的資金完済に伴い 1,000 億円の劣後債を買入消却したことにより、平成 15 年 9 月末比減少を予想しております。

4. 時価のある有価証券の評価差額（単体）

		(単位：億円)								【ご参考】 (単位：億円)			
		平成 15 年 12 月末				平成 15 年 6 月末				平成 15 年 9 月末			
		時価	評価差額			時価	評価差額			時価	評価差額		
				うち益	うち損			うち益	うち損			うち益	うち損
その他有価証券		31,805	751	1,385	633	38,400	187	1,167	979	35,545	735	1,442	707
	株 式	5,606	839	1,197	358	5,462	126	622	749	5,575	705	1,086	381
	債 券	10,109	85	17	103	14,198	19	72	91	11,907	129	48	178
	そ の 他	16,090	1	169	171	18,739	333	472	139	18,062	159	307	147

(注) 1. 株式の時価については各月末前 1 ヶ月間の市場価格の平均に基づいております。
2. 平成 15 年 12 月末および平成 15 年 6 月末の「評価差額」および「含み損益」は、月末時点の帳簿価額（償却原価法適用前、減損処理前）と時価との差額を計上しております。平成 15 年 9 月期における減損処理額は、7 億円であります。
3. 満期保有目的の債券はありません。また、子会社・関連会社株式に係る含み損益は以下のとおりです。

[illegible]

5. ヘッジ会計を適用していないデリバティブ取引の評価損益（特定取引勘定を含む）（単体）

	(単位：億円)		【ご参考】(単位：億円)
	平成 15 年 12 月末	平成 15 年 6 月末	平成 15 年 9 月末
金 利 関 連 取 引	183	110	363
債 券 関 連 取 引	46	33	49
通 貨 関 連 取 引	82	85	79
株 式 関 連 取 引	6	4	4
ク レ ジ ャ ッ ト デ リ バ テ ィ ブ 取 引	0	2	0
合 計	212	222	396

6. ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引の繰延損益（単体）

		(単位：億円)		【ご参考】(単位：億円)
		平成 15 年 12 月末	平成 15 年 6 月末	平成 15 年 9 月末
金	利 関 連 取 引	69	202	166
債	券 関 連 取 引	—	—	—
通	貨 関 連 取 引	2	7	0
合	計	72	194	166

7. 持ち合い株式の売却（単体）

（単位：億円）

平成 15 年度	
平成 15 年 12 月末現在	計画
1,147	1,500

（注）取得原価ベース

8. 国内貸出金の状況（単体）

（単位：億円）

	平成 15 年 12 月末	平成 15 年 6 月末
信託勘定（未残）	12,426	14,445
銀行勘定（未残）	80,519	83,063
合 計	92,946	97,508

（注）信託勘定は、元本補てん契約のある信託について記載しております。

【ご参考】（単位：億円）

平成 15 年 9 月末
13,109
86,533
99,643

9. 元本補てん契約のある信託、預金の元本残高（単体）

（単位：億円）

	平成 15 年 12 月末	平成 15 年 6 月末
信託勘定（未残）	25,129	28,317
個 人	20,014	22,786
法 人 そ の 他	5,114	5,531
銀行勘定（未残）	81,416	80,291
個 人	57,394	55,749
法 人 そ の 他	24,022	24,541
合 計	106,545	108,608

（注）銀行勘定は、譲渡性預金、海外支店分および特別国際金融取引勘定分を除いております。

【ご参考】（単位：億円）

平成 15 年 9 月末
26,889
21,167
5,722
80,118
56,834
23,283
107,007

10. 主要信託財産残高

（単位：億円）

	平成 15 年 12 月末	平成 15 年 6 月末
金 銭 信 託	188,321	181,595
年 金 信 託	56,585	49,185
投 資 信 託	67,594	65,592
有 価 証 券 の 信 託	88,971	88,669

【ご参考】（単位：億円）

平成 15 年 9 月末
189,439
51,877
67,840
91,077

本件に関する照会先

住友信託銀行株式会社

広報室 03-3286-8146

管理部 03-3286-8187

(注 意 事 項)

(1) 将来の業績に関する記述に関して

本資料には、将来の業績見通しに関する記述が含まれています。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものです。将来の業績は、経営環境の変化などにより見通しと異なる可能性があることにご留意下さい。

(2) インサイダー取引規制に関して

証券取引法第 166 条 3 項および 4 項、並びに同法施行令第 30 条の規定により、当社ホームページ (<http://www.sumitomotrust.co.jp>) および当社からの E-Mail 等を通じて重要情報を入手した場合には「会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者」と看做され、当社が施行令第 30 条 1 項に基づき報道機関に対し重要情報を公開 (日本時間 平成 16 年 1 月 27 日午後 3 時 30 分) した後、12 時間以内に当社株の売買を行うことは、インサイダー取引規制の適用対象となります。したがって当社株の売買を行うに当たり、同規制に抵触することのないよう十分にご留意願います。